

## 一般健康診断実施後の措置・地域産業保健センターサービスご利用早わかり表

**地域産業保健(地産保)センターでは、労働者1~49人の事業場の健康診断実施後の措置について無料でサービスを提供しております！**

## 一般健康診断の実施

【事業者は】健康診断を実施する義務があります（安衛法 66 条第 1 項）

【労働者は】健康診断を受ける義務があります（安衛法 66 条第 5 項）



医療機関から  
結果が届いたら

【事業主→労働者】  
健康診断結果の労働者への通知  
(安衛生法第 66 条の6)



【事業主】健康診断個人票を作成して5年間保存（安衛法第66条の3）  
結果内容を確認します。

「異常なし者」⇒通常の健康管理  
「有所見者（異常がある方）」⇒



様式第 5 号

【事業主⇔医師】健診日から3か月以内  
↓  
有所見者に係る医師等の意見聴取（安衛法第66条の4）  
有所見者について、事業主は医師等の意見を聴取します。  
（就業区分）通常勤務でよい者⇒通常勤務のまま

勤務を制限する必要がある者  
勤務を休む必要があるもの⇒休業

**意見聴取**  
**無料**

【事業主】  
健康診断実施後の措置（安衛法第 66 条の 5）  
医師等の意見を勘案し、就業場所の変更や労働時間の短縮、  
安全衛生委員会への報告などの対応をします。

**健康診断個人票**

様式第2号(第1各欄記入)(2)(表用)

| 氏名      | 生年月日                                                                                                                      |   | 性 別 |   | 職 業 |   | 入 社 日 |   | 年 月 |   |   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----|---|-----|---|-------|---|-----|---|---|
|         | 年                                                                                                                         | 月 | 日   | 男 | 女   | 年 | 月     | 日 | 年   | 月 |   |
| 健康診断年月日 | 年                                                                                                                         | 月 | 日   | 年 | 月   | 日 | 年     | 月 | 日   | 年 | 月 |
| 健康診断の名称 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>健康診断</span> <span>健康診断</span> <span>健康診断</span> </div> |   |     |   |     |   |       |   |     |   |   |
| 検査結果    | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>健康</span> <span>健康</span> <span>健康</span> </div>       |   |     |   |     |   |       |   |     |   |   |
| 既往歴     | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>健康</span> <span>健康</span> <span>健康</span> </div>       |   |     |   |     |   |       |   |     |   |   |
| 自覚症状    | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>健康</span> <span>健康</span> <span>健康</span> </div>       |   |     |   |     |   |       |   |     |   |   |
| 他覚症状    | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>健康</span> <span>健康</span> <span>健康</span> </div>       |   |     |   |     |   |       |   |     |   |   |
| 身長 (cm) | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>健康</span> <span>健康</span> <span>健康</span> </div>       |   |     |   |     |   |       |   |     |   |   |
| 体重 (kg) | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>健康</span> <span>健康</span> <span>健康</span> </div>       |   |     |   |     |   |       |   |     |   |   |
| 血 圧     | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>健康</span> <span>健康</span> <span>健康</span> </div>       |   |     |   |     |   |       |   |     |   |   |

【労働者⇔医師・保健師、事業主が機会を提供】  
保健指導の実施（安衛法第 66 条の 7）

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると医師等が認める労働者には、医師、保健師による保健指導を行うよう努める必要があります。

**保健指導  
無料**

健保から個人あてに届く  
保健指導のご案内は？

労働安全衛生法の  
「定期健康診断」は  
高齢者の医療の確保に関する法律の  
「特定健康診査」を兼ねています

そのため、メタボリックシンドロームに該当する方・予備軍に該当する方には、保険者（健康保険組合）から「特定保健指導のご案内」が届き、希望者に対して、保健師・管理栄養士が事業場訪問により保健指導を行っています。できるだけ保健指導を活用し将来大きな病気にならないよう予防に努めましょう。ただし、高血圧や糖尿病、脂質異常症で内服している方や40歳未満の方は対象外となり、保健指導に漏れる方がいます。40歳未満の方、治療中の方、すべての労働者を対象とした保健指導は地産保センターを活用ください。



【Q1】健康診断の結果で、すでに受診して治療しているのに、医師の意見聴取は必要なの？

A 必要です。健康診断結果の、要再検査・要治療などの判定は、「診断区分」です。受診をしての検査や治療、生活改善をしていただく、労働者自身の健康の保持増進、個人の健康管理に必要な判定にあたります。

一方、医師の意見聴取は、所見のある労働者について、事業主が「働かせ方が、病気に悪影響を与えていないか」「現在の健康状態で働かせる事が事故につながらないか」「働き方に制限をかける事で、本人の自己管理を促し、健康でなければ働けないことを意識してもらう必要がないか」といった観点から意見を聴くものです。具体的には、働き方に配慮をするための「就業区分」と「その内容」を聴取するとともに健康診断個人票に記録するものです。

【Q3】地産保センターの保健指導と特定保健指導は何が違うの？

A 特定保健指導の対象は 40 歳以上で一定のメタボリックシンドロームの基準に該当する方、その中で高血圧や脂質異常症、糖尿病の治療をしていない方が対象です。地産保センターの保健指導は、医師の意見聴取同様、働く事と健康の関係を考慮して行うもので、年齢や治療の有無などの制限はありません。また定期健康診断の結果を中心に心の健康管理等、総合的に対象者の健康レベルに合わせた指導を行います。

【Q5】地産保サービスの医師の意見聴取は、該当する労働者が相談窓口まで行かなければならないの？

A 基本的には、該当者が窓口に行く必要はありません。事業主が、労働者の健康状態により、就労上の措置を講ずるために、医師等の意見を聴取するものです。

【Q2】「保健指導を受けますか？」と通知が来て、保健師の保健指導を受けさせてます。それでも医師の意見聴取は必要なの？

A 必要です。「保健指導を受けますか？」という通知は、健康保険組合（保険者）からの「特定保健指導のご案内」です。従業員は健康保険組合の被保険者でもあります。そのため、事業所で実施する定期健康診断は、保険者が実施する特定健診（メタボ健診）としても取り扱われます。保険者は、健診結果に基づき特定保健指導を行う義務があり、郵送や電話で保健指導のご案内をします。医師の意見聴取とは、全く異なるものです。

【Q4】地産保センターの利用には、利用料がかかるの？

A 労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを**無料**で提供しています。産業医選任の義務がない**労働者 50 人未満**の事業所は、地産保の保健サービスをぜひご利用ください。長時間労働者や高ストレス者への面接等、その他の保健サービスは「**山梨産業保健総合支援センター**」ホームページやリーフレットをご覧ください。ホームページから申込用紙が印刷できます。また、研修や行政からのご案内など**タイムリーな情報をお届けするメールマガジン**も配信しております。ご登録ください！

山梨県内の地域産業保健センター・サービス利用に関する問い合わせ先

中北：☎055-220-7020 峡東：☎0553-88-9120

峡南：☎0556-22-7330 郡内：☎0554-45-0810

お急ぎの場合は

山梨産業保健総合支援センター☎055-220-7020

